

設計担当課名	市民局広報相談サービス部広報課
--------	-----------------

令和4年度横浜市営バス・神奈川中央交通「かなチャンネル」

及び

市営地下鉄「Y S - V I S I O N」での広報動画放映委託

## 設 計 図 書

(~~金額入り~~・金額抜き)

- 1 設計書 2ページ
- 2 仕様書 2ページ

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当
			市民局広報課
			担当者名 <small>か り が な</small> 松本 <small>まつもと</small>
			電 話 671-3742

## 設 計 書

1 委 託 名 令和4年度横浜市営バス・神奈川中央交通「かなチャンネル」  
及び市営地下鉄「YS-VISION」での広報動画放映委託

2 履 行 場 所 市民局広報相談サービス部広報課

3 履行期間  期間  
令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

又は期限  期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 \_\_\_\_\_

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要  
横浜市交通局及び神奈川中央交通のバス車両に搭載されたデジタル  
サイネージ「かなチャンネル」、市営地下鉄グリーンラインとブルー  
ラインの車両に搭載された「YS-VISION」で、本市の広報動  
画を放映する。

- 8 部 分 払
- する (12回以内)
- しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
「かなチャンネル」 広報動画の放映	毎月	12	か月		
「YS-VISION」 広報動画の放映	毎月	12	か月		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額

¥ \_\_\_\_\_

内訳 業務価格

¥ \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額

¥ \_\_\_\_\_

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
「かなチャンネル」 広報動画の放映	15秒枠	12	か月			
「YS-VISION」 広報動画の放映	15秒枠	12	か月			
小計						
消費税						
合 計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

# 仕 様 書

## 1 件名

令和4年度横浜市営バス・神奈川中央交通「かなチャンネル」及び市営地下鉄「YS-VISION」での広報動画の放映委託

## 2 目的・委託業務内容

市民が多く利用する横浜市営バス、神奈川中央交通のバス車両内及び、市営地下鉄に搭載された「デジタルサイネージ」を活用し、本市の重要施策等の情報を放映することで、日ごろ市政情報に接する機会の少ない勤労世代や学生に向けた広報を強化します。

その実施のために、受託者は横浜市が指定する仕様で、横浜市交通局及び神奈川中央交通のデジタルサイネージでの広告放映枠を確保します。

## 3 放映内容

### 【横浜市営バス・神奈川中央交通「かなチャンネル」】

#### (1) 放映場所

横浜市営バス及び神奈川中央交通のバス車両に搭載のデジタルサイネージ「かなチャンネル」

放映地区：保土ヶ谷営業所、港北営業所（横浜市営バス）

横浜営業所・戸塚営業所（神奈川中央交通のバス）

#### (2) 放映時間

15秒／1回

#### (3) 放映内容

広報課が提供する15秒の動画

#### (4) 放映期間

各月1日から末日まで

### 【市営地下鉄「YS-VISION」】

#### (1) 放映場所

横浜市営地下鉄 グリーンラインとブルーラインの車両に搭載されているデジタルサイネージ「YS-VISION」

#### (2) 放映時間

15秒／1回

#### (3) 放映内容

広報課が提供する15秒の動画

#### (4) 放映期間

毎月2週目の月曜日から日曜日までの1週間

#### 4 納品

横浜市交通局及び神奈川中央交通の指定する業者へ毎月の指定放映期間に間に合うよう納品すること。なお、横浜市営バス・神奈川中央交通については、各月 15 日以降は内容を差し替えて放映できることとします。

#### 5 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

#### 6 履行確認

完了届の確認をもって履行完了とする。完了届は毎月の放映完了後、速やかに届けること。

提出にあたっては、横浜市交通局及び神奈川中央交通の指定する媒体管理会社が発行する掲出証明書を添付すること。

#### 7 その他

ここに定められていないことは、両方で協議の上、決定する。